

【資料3】

第7回 中・西毛交通圏タクシー特定地域協議会  
東 毛交通圏タクシー特定地域協議会

経営状況等に関する調査の実施について

平成24年3月13日

関東運輸局 群馬運輸支局

## 4月13日付け通達に基づく調査実施状況(群馬運輸支局)

### ○特措法附帯決議

・「特定地域において協議会に参加しない事業者、減車等に協力しない事業者に対しては、タクシー事業の適正化、活性化を推進する観点から、その経営状況を十分に確認する等の措置を講じること。」

### ○平成23年4月13日付け通達

・上記附帯決議を踏まえ、「特定地域におけるタクシー事業者の経営状況等に関する調査・監査の実施について」が本省より発出。

### ○調査時の確認内容

・特定事業計画の実施状況及び効果、経営及び雇用の状況、今後の計画、意見等。

### 【中・西毛交通圏】

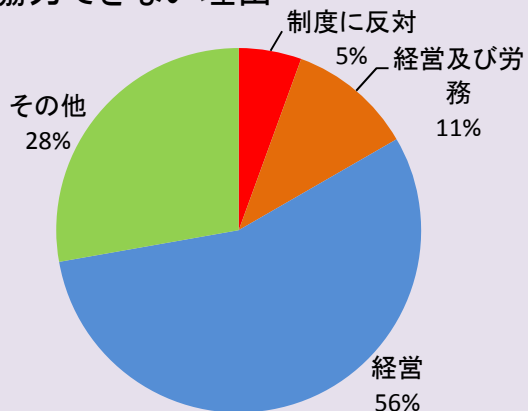
○対象事業者 28者

○調査実施事業者 26者

・追加で減休車を実施事業者 8者

・今後減休車を検討中の事業者 7者

○減休車に協力できない理由



### 【東毛交通圏】

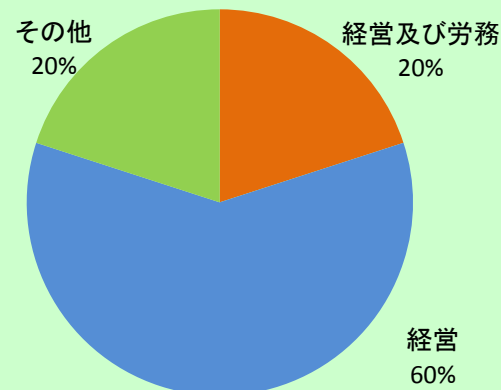
○対象事業者 11者

○調査実施事業者 6者

・追加で減休車を実施事業者 1者

・今後減休車を検討中の事業者 1者

○減休車に協力できない理由



○減休車に協力できないとする主な理由として、両交通圏とも「経営」が約60%と一番多く、理由としては、減車による事業規模の縮小により、営業収入の低下をあげている。

国自安第 42 号  
国自旅第 34 号  
平成 23 年 4 月 13 日

関東運輸局自動車交通部長 殿

自動車交通局安全政策課長  
自動車交通局旅客課長  
(公印省略)

特定地域におけるタクシー事業者の経営状況等に関する調査・監査の  
実施について

タクシー事業については、長期的に需要が減少傾向にある中、地域によっては、タクシー車両数の増加などにより収益基盤の悪化や運転者の労働条件の悪化等の問題が生じ、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難な状況となっている。

このような状況を踏まえ、平成 21 年 10 月より施行された「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づき、国土交通大臣が供給過剰の進行等の問題が見られる地域として指定する特定地域においては、タクシー事業の適正化及び活性化を推進するため、タクシー事業者が特定事業と相まった事業再構築を定め、供給輸送力の減少、経営の合理化に取り組んでいるところである。

今般、同法附帯決議における「特定地域において協議会に参加しない事業者、減車等に協力しない事業者に対しては、タクシー事業の適正化、活性化を推進する観点から、その経営状況を十分に確認する等の措置を講じること。」の趣旨を踏まえ、下記のとおり調査・監査を実施することとしたので、対応されたい。

また、本調査・監査を円滑かつ効率的に実施するため、地域の実情を踏まえ、貴局において必要と判断する場合には、調査票送付前にヒアリング等を実施されたい。

なお、本件については、社団法人全国乗用自動車連合会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記

## 1. 輸送部門における対応

- (1) 協議会に参加しない事業者及び減車等に協力しない事業者など調査の対象となる事業者リストを作成すること。  
なお、減車等が進んでいない特定地域においては、原則として当該地域内の全事業者を対象とすること。
- (2) 当該対象事業者に対しては、道路運送法第 94 条第 1 項に基づき、調査票(別紙様式を参照の上、貴局において作成すること。)を送付し、30 日程度の報告期限を設け、必要事項を記入の上、報告するよう指示すること。  
なお、当該調査票については、最低直近の 1 ヶ月分を記入させること。
- (3) 報告された当該調査票については、収支状況を確認するとともに、乗務距離の最高限度(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という。)第 22 条により指定する地域に限る。)の遵守状況や拘束時間の遵守状況について精査すること。
- (4) 当該調査票を基に対面調査を実施すること。  
なお、当該対面調査に当たっては、当該調査票の記入事項の根拠となる資料(乗務記録(運輸規則第 25 条第 3 項に規定する記録)、点呼記録(運輸規則第 24 条第 3 項に規定する記録)及びその他資料)について、当該調査票の対象となる期間分を用意するよう指示すること。
- (5) 調査の結果、法令違反(関連書類の未提出を含む。)の疑いが生じた場合には、具体的な法令違反の疑いの内容を精査し、調査対象事業者に当該法令違反について事実確認を行うとともに、改善指導を行うこと。
- (6) 調査結果に関係資料を添えて、監査部門に情報を提供すること。
- (7) 地域におけるタクシー事業の適正化、活性化の状況を踏まえ、輸送部門において必要と判断する場合には、本調査を定期的に繰り返し実施すること。

## 2. 監査部門における対応

監査部門においては、上記 1. (6)における情報の提供を受け、「旅客自動車運送事業の監査方針について(平成 21 年 9 月 29 日付け国自安第 56 号、国自旅第 124 号、国自整第 50 号)」及び「旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて(平成 21 年 9 月 29 日付け国自安第 57 号、国自旅第 125 号、国自整第 51 号)」に基づき、当該事業者に対して適切な措置を講ずること。

平成 年 月 日

運輸支局長 殿

実施状況を下記のとおり報告します。

事業者名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_

収支状況及び輸送実績等調査票

収支計算書

平成 年 月 分

収益・原価項目・内訳・内容			金額(千円)
収益	運送収入		
	運送雑収		
	営業外収益		
合計			
運送原価	人件費	運転者人件費 (給与、手当、法定福利・厚生費等)	
		その他人件費 (運行管理者、整備管理者等)	
		小計	
	燃料油脂費	燃料費・油脂費 (LPG、ガソリン、軽油等)	
	車両修繕費	車両修繕費 (主に所有車両に係る修繕費)	
	車両償却費	車両償却費 (所有車両に係る償却費)	
	その他運送費	その他償却費 (営業所、車庫等に係る償却費)	
		その他修繕費 (営業所、車庫等に係る修繕費)	
		諸税 (自動車税、自動車重量税、その他)	
		保険料 (自賠責保険料、任意保険料、その他)	
		車両リース料 (事業用車両のリース料)	
	その他	(事故賠償費、施設使用料、道路使用料等)	
	小計		
	小計		
一般管理費	人件費	役員報酬 (取締役、監査役報酬)	
	その他	(役員以外の一般管理部門人件費)	
	諸税	諸税 (事業税)	
	その他経費	その他 (協会負担金、自賠責、教育実習費等)	
小計			
営業外費用	金融費用	(借入金利息、支払手形利息、等)	
	車両売却損	(事業用車両の売却による差損)	
	その他	(貸倒償却、雑支出等)	
小計			
合計			
収支差	經常		
収支率	經常		%

輸送実績等

平成 年 月 分

延実在車両数 (日車)	
延実働車両数 (日車)	
実働率 (%)	
総走行キロ (km)	
実車キロ (km)	
実車率 (%)	
輸送回数 (回)	
輸送人員 (回)	
運送収入(税引後) (千円)	
実車*。当運送収入 (円)	
運転者1人当りの平均給与 (円)	

期首就労運転者数 (人)	
期中選任運転者数 (人)	
期中解任運転者数 (人)	

※運転者の平均給与については、期中に異動のない者について集計すること

拘束時間・走行距離の実績

平成 年 月 分

運転者名	勤務形態	乗務日数	1日当たり拘束時間			1ヶ月当たり拘束時間	1人1日当たり走行距離			支給給与
			最大	平均	最小		最大	平均	最小	
〇〇 一郎	日勤		時間	時間	時間	時間	km	km	km	円
	隔勤		時間	時間	時間	時間	km	km	km	
△△ 二郎	日勤		時間	時間	時間	時間	km	km	km	円
	隔勤		時間	時間	時間	時間	km	km	km	
.....	日勤		時間	時間	時間	時間	km	km	km	円
	隔勤		時間	時間	時間	時間	km	km	km	

※拘束時間・走行距離に係る実績については、運転者全員分の実績を記載すること

※高速自動車国道及び自動車専用道路(首都高速道路株式会社の管理する自動車専用道を除く。)を利用した場合には、その距離を控除した距離で記載する。

※上記様式によらずとも、上記項目の全てを網羅した書類に替えることができる。

その他

運行記録計の装着の有無 有 無 導入年月日

※装着有の場合は、デジタル・アナログの別を○で囲って下さい デジタル アナログ

運行記録計の導入予定の有無 有 無 導入予定年月日

※ 月 日までに、運輸支局あて報告するものとする。

※以下のとおり、資料を添付すること。

・点呼記録(旅客自動車運送事業第24条第3項に規定する記録)の写し

・乗務記録(旅客自動車運送事業第25条第3項に規定する記録)の写し

・なお、報告内容について別途説明を求めるとともにその他追加資料をお願いすることがあります。

担当者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_